

令和 4 年 5 月 18 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (特設分野研究)

研究期間：2017～2021

課題番号：17KT0089

研究課題名(和文) 占領の法政治学～パレスチナと西サハラにおける法の政治的機能

研究課題名(英文) The Legal Politics of Occupation: the function of law in Western Sahara and Palestine

研究代表者

松野 明久 (Matsuno, Akihisa)

大阪大学・国際公共政策研究科・教授

研究者番号：90165845

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本課題においては、西サハラとパレスチナという2つの占領地において、占領者が構築した法制度が紛争のフロントラインになっている状況を明らかにするため、事例の研究を行った。新型コロナウイルス感染拡大の影響のため現地調査を行うことができなかったため、事例を占領地に対する国際法の適用の問題に求めることとし、西サハラについては占領地の天然資源(農産物、水産資源等)の取り扱いを争点として経済協定の合法性がEUの裁判所で争われているケースを研究し、パレスチナについては集団的懲罰(家屋破壊・封鎖等)について人道法違反を主張するパレスチナ側とイスラエル国内法による正当化の論理の対立を研究した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

EUの裁判所で争われている西サハラの取り扱いを争点とする訴訟は、天然資源の恒久主権という国際原則とEUモロッコ間の政治的・経済的関係という利害の対立が現象化したものであり、判決の国際政治に及ぼす影響は大きい。研究はその論点を明らかにしたものであり、本件は欧州の事例であるが、日本も西サハラと類似の問題を抱えていることから、研究の意義がある。また、パレスチナの集団懲罰における国際法と国内法の競合も、国際原則と国家主権の調整されない対立が現象化したものとして、力による現状変更という現実に国際社会はどうかという今日的な一般的テーマに示唆をもたらす点で意義がある。

研究成果の概要(英文)：The study examined cases of disputes that illustrate the argument that the legal systems the occupiers built have become a frontline of the conflict in two occupied areas of Western Sahara and Palestine. As field research could not be conducted due to the COVID-19 pandemic, the research focused on two problems of application of international law to the occupied areas. One is the disputes at the Court of Justice of the European Union over the legality of economic agreements between the EU and Morocco in which the central issue is the treatment of natural resources of the occupied Western Sahara (agricultural products, marine products). The other is the conflict over the application of international humanitarian law and the Israeli domestic law to collective punishment (such as house demolition or sealing) in Palestine.

研究分野：国際政治

キーワード：西サハラ パレスチナ 占領 国際法

## 1. 研究開始当初の背景

低強度化した紛争がとる一つの形態は占領である。軍事行動の最終目的が領土獲得である場合、占領は長期化し、占領国は行政を設置し、法制度を整える。そのため見かけ上は一定の統治が行われ、紛争下にありながらも日常生活が回り始める。そうして紛争は、統治機構を掌握する占領側とその「臣民」として日常の中で制度に従うことを余儀なくされる被占領側の間で戦われることになる。こうなると紛争は統治者 / 占領者 vs. 臣民 / 被占領者のパワー関係の下でいわば「潜伏」し、対立は散発的な暴力として噴出するものにしかない。しばしば紛争の解決局面で激しい衝突が表面化するが、それは潜伏状況を支えていたパワー関係が一気に崩れるからである。したがって、紛争分析の課題は、一見低減・収束しているかのような占領の現実の背後に潜む、ルール化され、システム化され、占領体制によって管理された対立のフロントラインを可視化し、それを分析の俎上にのせることである。「占領」を支えるのは、複雑でときに巧妙につくり上げられた法体系と不均衡なパワー関係の下でなされるその運用である。それは政治的なプロセスであり、次元を移して継続する紛争に他ならない。

本研究の着想の背景には、1990年代、インドネシアの民主化（1998年のスハルト大統領退陣とその後の「改革」）に向けた水面下の動きを十分に捕捉できていなかった、紛争地東ティモール内部のダイナミクスを的確に理解していなかったという反省がある。いずれの場合も体制は盤石である、現状は動きそうにないといった分析が広く受け入れられ、その後起こったダイナミックな政治変化を見通せていたとは言えない。そのため、長く強権的支配の下におかれた社会や長期に占領された国の対立の動向を見る視点を考え直さなければならぬと考えた。

このようなアプローチでイスラエル・パレスチナ紛争を見ると、占領の表層に隠れて、ルール化され、システム化され、管理された対立のフロントラインが輪郭を現してくる。国際人道法・人権法とイスラエル国内法の相克の中、不動産（土地・家屋）、ライフライン（水・電気）、家族、雇用、教育、福祉といった日常と深く関わりをもつ分野で対立は広く深く進行している。その結果、排斥、分断、抑圧はより深刻になり、和解の展望は遠のいている。

また、西サハラは1975年以来モロッコの占領下にあり、国際司法裁判所の勧告的意見、国連安保理決議及びそれに基づく住民投票ミッションの派遣にも関わらず、紛争解決の展望がみえない。モロッコは西サハラを自国の領土であると主張し国内法を適用しているが、そこにおける法は抵抗勢力の弾圧と占領支配の強化のための政治的道具であり、そのため実態としてモロッコ人と西サハラ住民（サハラウィ）を区別するものとなっているところに矛盾が現れている。占領下で育った若者たちは1975年の軍事侵攻を知らない。彼らが抵抗する理由は現前の状況にあり、それはあからさまな占領軍の暴力以外に、制度という名前の構造的暴力なのである。紛争が後景に退いているとする見方は正しくない。ある分析はこのまま併合を既成事実として認め、自治案によって解決がはかれるとするが、現地住民がこれを受け入れる可能性は極めて低いと言わなければならない。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、占領における法制度がもつ政治的機能の分析枠組を構築し、占領地であるパレスチナ及び西サハラのケーススタディーを行うことで「占領の法政治学」を提起することにある。そのために本課題では、一般的分析枠組の探求を行うのと並行して、事例の収集及び検討を行い、法とその運用の分析を通じて紛争が展開する実態を明らかにすることを目標とした。この研究の有用性は、事件が起きないか少ないために一見紛争が低減・収束しているかのように見える中で和平協議が行われているとしても、実際にはその背後でバトルが展開されており、和平を進める条件が整っていないという状況を積極的に捕捉する視点を提供することにある。それはつまり、紛争を民族的・宗教的対立や歴史的アイデンティティの対立といった観念的な事象による説明（これもまた有効な視点であるに違いない）とは別に、目の前で起きている出来事、あるいは日常的な現実の中にある紛争の諸相から説明しようとするものであり、既存研究における弱者の武器（weapons of the weak）論や日常的政治（everyday politics）論に通じるアプローチである。これらの理論の示唆するものは、民主化や紛争解決局面が突然現れるかのように見えるのは、低強度紛争の分析枠組の深度が浅いところから来ているのではないかということである。つまり低強度というのはみせかけのものである可能性があり、実際には場所を変えて戦われているだけで、決して紛争は低減も収束もしていないかも知れないのである。こうした分析を行うことで、外部からの（国際的な）介入や仲介の方法を考え直す視点が得られる。

## 3. 研究の方法

研究方法は、文献研究と現地フィールド調査を組み合わせるものにする予定であった。しかし、現地フィールド調査は、一度予備調査を行って以後、新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなくなった。2度研究期間を延長したが、結局調査には行けなかった。そのため、文献研究のみで行える範囲で研究目標を微調整した。

パレスチナについては文献も豊富であるため、イスラエル法の基本知識を得ることと、国際法、とりわけ争点となっている国際人道法の適用・不適用の問題についての文献を収集した。また、

占領下の法制度が東エルサレムと西岸地区・ガザ地区で異なる点についても調べた。東エルサレムはイスラエルがすでに自国の領土と宣言している地区であり、そこではイスラエル法の適用が前提となる。しかし、そこに住むアラブ人は、たとえそこに生まれ育ち、一家も代々そこに住んでいたとしても、イスラエル市民とはみなされないため、適用される法律が異なる。国際法的には、東エルサレムは西岸地区の一部であり、したがってイスラエルのプレゼンスは占領者としてのそれに他ならない。しかし、国際法的には占領地といってもイスラエル政府の立場は必ずしも占領地であるという規定にとらわれない。かといってももちろん領土ではないので、事件の扱いはかなり複雑になる。本課題においては、対象地域が多いため、東エルサレムに絞ったかたちで考察を進めた。

西サハラについては紛争の経緯についての文献は一定程度あるが、紛争地の法制度に関するものは非常に少ない。一度予備的な現地訪問を行うことはできたが、本格的なフィールド調査を行うことはできなかった。そのため、文献研究で可能なテーマであり、近年ヨーロッパにおいて争点ともなっている現地の経済活動をめぐる法的問題に焦点をあてることにした。モロッコは占領地西サハラで大規模な農園経営、漁業振興、観光開発、再生可能エネルギー開発（風力発電への投資）を行っており、これらが天然資源に対する恒久主権の観点から問題とされている。具体的には、EUの裁判所において、西サハラを対象地域に含むEUモロッコ間の経済協定を結んだEU理事会に対してポリサリオ戦線が訴訟を起こした。すでにいくつかの判決が出されている。この問題は現地の法的地位をめぐって、自国の領土だと主張するモロッコの立場とそうではないとして国際法の立場をとる貿易相手国（EU諸国）の立場の対立である。本課題ではこの問題について資料を収集し、分析を進めることとした。

#### 4. 研究成果

まず、西サハラ問題との関連で、天然資源に対する恒久主権という概念の発展過程を整理し、どのような具体的な実行が行われてきたかを探った。この概念は、1960年以降国連がより積極的にコミットするようになった非植民地化事業との関連でいえば、植民地独立付与宣言が政治的権利を述べたとすれば、経済的権利を明確にしたものということができ、それらが表裏一体をなして非植民地化の内実を構成し、民族自決を実体たらしめることになる。参考となる実行については2つの事例が見いだされる。一つはナミビア基金であり、独立前のナミビアの資源探掘の利益はその基金にプールされていた。もう一つは、国連暫定行政下の東ティモールの海底油田探掘に係る交渉で、暫定行政が東ティモール人民に代わりオーストラリア政府と交渉した。いずれも独立前に天然資源に対する恒久主権が尊重されて探掘が行われた事例である。

西サハラの場合、問題となっているのは、西サハラ産の農水産品をモロッコ産として欧州市場に輸入することを可能にするEUモロッコ農水産品協定と欧州の漁船が西サハラの水域を含むモロッコ沿岸地域で一定の開発援助と引き換えに操業できるようにしたEUモロッコ漁業協定である。これらの協定はモロッコ政府が署名者であるが、ナミビア基金や東ティモール国連暫定行政の例と比較した場合、当該西サハラ人民の正統な代表者の承諾がないことは明らかで、EUの裁判所もその点を指摘した。EUは協定締結の際に西サハラ人民の承諾があることを相手国（モロッコ）に聞くだけでは不十分で、自らそれを確認しなければならないと指摘したのである。これは国際原則遵守の義務が占領国のみにあるのではなく、諸外国にもあることを示したものである。日本も西サハラ産のリン鉱石やタコをモロッコ企業を通じて輸入しており、EUの裁判所の判決はそうしたやり方に警鐘を鳴らすものといえる。

パレスチナの場合、イスラエルは西岸地区を占領しているが、そこで通用する法制度は軍令であって、イスラエル法ではない。行政命令としての軍令の実行に不服を抱く者は問題を最高裁判所に一種の行政訴訟として訴えることができる。しかし、最高裁は安全保障及び軍事的必要を最高位に置いており、国際人道法や人権法の適用を適用しない、ただそうした国際法を考慮に入れることはあるとの立場をとっている。東エルサレムはイスラエル法の適用を受ける地区であるが、ここで起きることを裁判所に訴えても安全保障を最高位に置く司法制度ではパレスチナ人の敗訴は最初から決まっているようなものである。イスラエルは分野別の基本法を有しているが、憲法制定のコンセンサスができなかった。諸法をその基底において規定する根本的な原理を定めた憲法がないため、体系的な法の支配が基本的にアンビバレントな状態に置かれたままになっている。各法の運用による裁量の度合いが大きい。一つの具体的な事例として集団的懲罰がある。集団的懲罰は国際人道法で違法とされているが、イスラエルはかまわず実行している。イスラエルは人権尊重を基本法で定めているが、東エルサレム在住パレスチナ人は自国民ではなく外国人扱いであり、居住資格を与えているにすぎない。居住資格にはイスラエル国家への忠誠などさまざまな条件が付けられている。集団的懲罰はパレスチナ人を集団として権利剥奪の状態に置いておいて、安全保障を最高位におく裁量の度合いの大きい国内法を用い弾圧している。「合法」と言ったところで、法制度の全体構造の欠陥と裁量によって実態としては強権的な弾圧になっていると言えるだろう。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

|  |                     |
|--|---------------------|
| 1. 著者名<br>松野明久                         | 4. 巻<br>942         |
| 2. 論文標題<br>西サハラの主権問題－トランプ外交の負の遺産       | 5. 発行年<br>2021年     |
| 3. 雑誌名<br>世界（岩波書店）2021年3月号             | 6. 最初と最後の頁<br>27-30 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし          | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-           |

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名<br>松野明久                         | 4. 巻<br>9             |
| 2. 論文標題<br>西サハラ独立問題の歴史と展望              | 5. 発行年<br>2019年       |
| 3. 雑誌名<br>世界                           | 6. 最初と最後の頁<br>206-213 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし          | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-             |

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名<br>松野明久                         | 4. 巻<br>46-8          |
| 2. 論文標題<br>ナクバのメモリサイド：風景と記憶の政治学        | 5. 発行年<br>2018年       |
| 3. 雑誌名<br>現代思想                         | 6. 最初と最後の頁<br>105-113 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし          | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-             |

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>松野明久                        |
| 2. 発表標題<br>非植民地化と自己決定（民族自決）の今日的課題のコメント |
| 3. 学会等名<br>日本平和学会                      |
| 4. 発表年<br>2019年                        |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>Akihisa Matsuno  |
| 2. 発表標題<br>Human Rights and International Politics over East Timor                                      |
| 3. 学会等名<br>Forcible Displacement in Jerusalem: New Patterns and Legal Means of Countering (招待講演) (国際学会) |
| 4. 発表年<br>2018年   |

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号) | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|                           |                       |    |

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|         |         |